

「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」の改正検討項目一覧

○ 消防力の整備指針

【施設に関するもの】

改正検討項目	現行	改正案
【第10条】 化学消防車	○ 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所（以下「5対象施設」という。）の合計数に応じ ・ 50～500 1台 ・ 500～1,000 2台 ・ 1,000～ 3台	○ 5対象施設ごとの数に火災、流出事故の発生率に応じた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じ ・ 50～500 1台 ・ 500～1,000 2台 ・ 1,000～ 3台
【第11条】 大型化学消防車等	○ 特定事業所がある場合、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ1台配置	○ 大型化学高所放水車を配置したときは、大型化学消防車、大型高所放水車をそれぞれ1台配置したものとみなす。
【第15条】 救急自動車	○ 人口～15万 おおむね人口3万ごとに1台 ○ 人口15万～ 5台におおむね人口6万ごとに1台を加算した台数	○ 人口～10万 おおむね人口2万ごとに1台 ○ 人口10万～ 5台におおむね人口5万ごとに1台を加算した台数（基準数の勘案要素として高齢化率を明記）
【第19条】 非常用消防自動車	○ 地域の実情に応じて配置	○ 非常用ポンプ自動車：稼働車両8台ごとに1台 ○ 非常用救急自動車：稼働車両6台ごとに1台 ○ その他の消防車両は、地域の実情に応じて配置
【第25条】 署所の耐震化	○ 消防本部及び署所の庁舎は耐震性を有するよう整備	○ 署所の機能維持が困難な場合の代替施設への移転計画を追加
【新規】 大規模災害対応資機材	○ 都道府県の備蓄のみ規定（第26条）（消防の応援を受けるために必要な資機材については規定されていない。）	○ 市町村の備蓄を追加（都道府県、市町村とも消防の応援を受けるために必要な資機材を含む。）

【人員に関するもの】

【第30条】 救急隊員	○ 救急自動車1台につき3人	○ 救急自動車1台につき3人 ○ 救急隊員の交替要員を地域の実情に応じて配置
【第31条】 救助隊の隊員等	○ 地域の実情に応じて、救助隊員に加えて、消防本部、消防署所及び消防団に救助のための要員を配置	○ 消防本部及び消防署所への配置に係る規定を削除
【第33条】 通信員	○ おおむね人口10万ごとに5人（基準数を通信施設の機能等により減ずることができる。）	○ 人口～30万 10万ごとに5人 ○ 人口30万～ 15人に10万ごとに3人を加えた人数（通信員の最低配置人員数（常時2人以上）を削除）（基準数を119番通報件数等を勘案して増減可能とする。）
【第34条】 予防要員	○ 次に掲げる数の合算数 ・ 特定防火対象物数 × 10/680 ・ 非特定防火対象物数 × 2/2,300 ・ 一戸建て住宅数 × 3/17,000 ・ 危険物施設数 × 補正係数/150 標準団体：15人	○ 次に掲げる数の合算数 ・ 特定防火対象物数 × 12/730 ・ 非特定防火対象物数 × 2/2,400 ・ 一戸建て住宅数 × 3/22,000 ・ 危険物施設数 × 補正係数/150（変更なし） 標準団体：17人
【第35条】 兼務の基準	○ 一戸建て住宅数 × 3/17,000に相当する予防要員数については、交替制勤務職員を充てることのできる。	○ 次に掲げる合算数を超えない範囲で、共同住宅の立入検査及び一戸建て住宅等に対する防火指導業務に従事するために必要な知識等の要件を満たした交替制勤務職員を充てることのできる。 ・ 非特定防火対象物数 × 2/2,400に相当する予防要員数の半数 ・ 一戸建て住宅数 × 3/22,000に相当する予防要員数
【第36条】 消防職員の総数	○ 消防の相互応援に関する業務を行う職員は、庶務のための要員に含めている。	○ 消防の相互応援に関する業務の処理に必要な人員を明記する。
【第38条】 消防団員の総数	○ 消防団員の総数は、次に掲げる数の合算数 ・ 動力消防ポンプの数に応じた隊員数 ・ 大規模災害時に住民の避難誘導に必要な消防団員数	○ 消防団員の総数は、火災の鎮圧、救助及び大規模災害時の住民の避難誘導など消防団の業務を円滑に行うために必要な数（消防団員総数の目安の算出方法は、別途示す。）

○ 消防水利の基準

【第1条】 目的	○ 市町村の消防に必要な最少限度の水利について定める。	○ 市町村の消防に必要な水利について定める。
【第4条】 消防水利の配置	○ 消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。	○ 地域の実情に応じ、耐震性を有する消防水利を設けるよう考慮しなければならない。